

関東中学校体育連盟競技部新規加盟規程

1 目 的

この規定は、関東中学校体育連盟競技部規程に定められた競技部の加盟について、新たに競技部に加盟する場合に必要な事項を定めるものとする。

2 新規加盟基準

- (1) 関東1都7件の内、6以上の都県で競技部が設置されていること。
- (2) 関東の競技部会を開催するために必要な、各都県の競技専門部が組織されていること。
- (3) 関東を統括する競技団体の同意が得られていること。
- (4) 関東規模の大会がすでに開催されており、その開催に必要な経費が確保されていること。また、その開催に必要な組織や実績が認められること。
- (5) 関東中学校体育大会実施要項に則して、大会の開催・運営ができること。

3 新規加盟までの手順

- (1) 加盟に関する検討は、次の手順で行う。
 - ① 新規加盟を希望する競技部の関東の代表から下記の必要書類を添えて、関東中学校体育連盟に申請があった場合。
 - ② その他、会長が必要と判断した場合。
- (2) 加盟について要望するものは、新規加盟基準を満たしていることを証明できる資料〈要望書・役員組織一覧表・事業概要・大会要項・予算書〉と、競技部が設置されている都県中体連の意見書を添えて、関東中学校体育連盟に申請すること。
- (3) 新規加盟の申請があった場合は、競技部会、常任理事会において、検討の要否及び加盟の要否について協議し、理事会において審議し決定する。
- (4) 新規加盟が認められた競技部については、3年間の純加盟期間を経た後、再度、理事会で実績等を審議し、正式加盟の可否を決定する。なお、準加盟期間においては、関東中学校体育連盟からの競技運営費及び大会負担金は支給しない。

4 その他

現在設置されている競技部に新たな競技及び種目を新設する場合も、同様とする。

この規程は、平成20年2月22日よりこれを実施する。